



太陽光発電設備設置事業の権利確認 等請求事件の判決内容について

稲浦 巖

問 当該事件の判決を受けての、市の考えは。当該事件の判決は原告側の訴えは却下され、市は勝訴した。判決文書の「裁判所の判断」として、本件条例の法的効力について問題点を3点指摘されている。

1 点目に、本件条例に基づくと市長の同意を得なかったからと言って、事業者が事業を実施できないということではないこと。

2 点目に、本件条例に基づくと市長の同意を得なかったからと言って、直ちに再生可能エネルギー特別措置法の趣旨に違反し、認定を取り消す必要がある事になると考える事は困難であること。
3 点目に、市が定める

行政指導に従わなかった事が、林地開発許可の判断に当たって影響するとは考え難いこと。以上の問題点についての市の見解は。

答 本条例は災害発生を防止し、良好な環境と景観を保全することを目的に制定した。事業者に対し、地域住民等へ説明会の実施、市への届出の義務付け、事業実施に当たっては、市長の同意を得るものとしている。

この度の訴訟は、原告側が本件条例の定める特定保護区域内で太陽光発電設備設置事業を実施する事ができる権利等の確認を求めるものであった。裁判所はそれぞれの争点を包含し、原告が主張する法的地位が確認訴訟

の対象として適切であると考えることが困難であり、その他の原告の各訴えについても、いずれも不適法と判断し、却下の判決がされた。

当該裁判の判決において、太陽光発電設備設置事業に関する各法令と当該条例の関係性等は判決文の中で示されたものと理解している。

今後は、本市の太陽光発電設備設置による災害発生防止、良好な自然環境と景観の保全の観点から、条例改正等の必要が生じた際には検討する。判決の内容等を十分に踏まえ、総合的に勘案した上で、必要な部分については、適切な時期に条例等の改正をしていく。



自治体DXについて

三木 伸也

問 令和3年12月に閣議決定した地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化計画について、当市の進捗は。

答 令和7年度を目標時期として、標準化及び行政用クラウドサービスへの移行について準備を進めている。

問 RPAにより人が手作業で行っていた仕事をPCに任せることができ、現在の活用状況は。

答 今年度から税関係2業務で運用している。

問 現行稼働状況により試算される効果は。

答 手作業と比較して約47%作業減の可能性がある。

問 電子契約の検討は。

答 県公共工事契約業務連絡協議会飯能支部研修会において、電子契約についての情報交換を行うなど、情報収集に努めている状況である。

問 スマートフォンによる証明書のオンライン請求について、検討状況は。

答 申請者が手数料や郵送料をクレジットカード決済し、市が証明書を自宅へ郵送するという、便利なサービスである。今後は、近隣市町の動向を注視しながら、検討していく。

問 デジタルデバインド（情報格差）対策は。

答 スマートフォン教室を公民館で実施しており、令和元年度に93人、令和2年度に93人、令和3年度に202人が参加している。

今後は各部署の事業にも働きかけ、デジタルリテラシー向上に努めたい。

問 図書館DXについて、紙媒体の損害状況は。また、電子出版物蔵書の課題は。

答 令和3年度、3年連続不明となった図書は、金額は約11万5千円で、

汚破損は約19万3千円であった。課題は、著作権法上無償も権利者許諾は必要で、クラウド利用料、ライセンス費用で毎年相応な運用費用が掛かる。

問 全国的な電子図書館の増加理由と将来の見通しは。

答 感染対策の国交付金で導入し増加したが、ラニングコストは大きい。将来的には電子図書がさらに一般的になると考える。



ITで人々の生活をより良い方向に